

（日本の年金制度と外国人の加入）

② 国民年金の加入者の種類

日本に住む20歳以上60歳未満であれば、外国人も国民年金の加入対象者です。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満で、第2号・第3号被保険者に該当しない者。

※加入手続きと保険料の払いは、下記を参照。

第2号被保険者

日本の会社等で働く厚生年金加入者。加入手続きは会社が行い、保険料は給与・賞与から天引きされます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。加入手続きは、第2号被保険者が勤める会社が行います。保険料は、第2号被保険者全体で負担しますので、個人負担はありません。

③ 外国人の第1号被保険者の加入手続きと保険料の払方

加入手続きはどこですか？

日本人と同様に、第1号被保険者に該当する場合は、居住する市区町村の国民年金窓口で自ら加入手続きを行う必要があります。2017年8月から、住民票があるすべての外国人が国民年金の届出勧奨の対象となり、勧奨を行っても届け出がない場合は、職権で資格取得処理が行われます。

保険料の支払い方法は？

月額保険料16,490円(2017年度の金額)を翌月末までに納めます。払いは、銀行やコンビニ等へ納付書を持参する現金納付のほか、口座振替も可能です。また、前払いや、まとめ払いによる割引制度を利用できます。なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度があります。

④ 外国人が日本から出国する場合

国民年金または厚生年金に6カ月以上加入し、出国した外国人は、出国してから2年以内であれば、脱退一時金を請求できます。ただし、下記の注意点を踏まえて、脱退一時金を請求するかどうかの検討が必要です。

- 2017年8月から加入期間が10年あれば、老齢年金を受けられるようになりました(10年の要件を満たすと、脱退一時金を受け取ることはできません)。
- 加入期間を通算する社会保障協定を締結している相手国なら、加入期間と通算して日本と相手国から年金を受けられる場合があります。
※2017年8月現在、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカなど17カ国と協定が締結・発効されています。そのうち、イギリス、韓国との協定には、年金加入期間の通算がありません。
- 脱退一時金を請求すると、請求以前の全期間が年金加入期間ではなくなります。



聞く人
美樹(21歳)
年金制度に関心のある大学生

答える人
先生
社会保険労務士

日本に住む外国人も年金加入対象者です

2017年8月から老齢年金を受け取るために必要な公的年金の加入期間が10年に短縮されました。これを踏まえ、外国人に対する国民年金の資格取得届の届出勧奨の対象者が拡大されました。

美樹 最近、日本で働く外国の方が増えてますね。その人たちも日本の年金制度に加入するのですか？
先生 国籍を問わず、日本に住民票がある20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金の加入対象です。企業で働いている場合は厚生年金に加入しますが、今年の8月から、国民年金については、住民票のあるすべての外国人が資格取得届の届出勧奨の対象になりました。
美樹 それまでは、全員が対象ではなかったのですか？
先生 ええ。今年7月までは老齢年金を受けるために必要な加入期間が25年だったので、永住者や特別永住者が届出勧奨の対象でした。8月から25年が10年に短縮されたので、対象者が拡大されたんです。

美樹 10年はまだ長いような気がします。保険料を納めた期間が10年未満だと何も受けられないのですか？
先生 国民年金または厚生年金の保険料を納めた期間が6カ月以上あれば、出国してから2年以内に「脱退一時金」を請求できます。また、日本と社会保障協定を締結している相手国なら、2つの国の年金加入期間を通算して、老齢年金を受けられる場合があります。
美樹 脱退一時金を選択する場合の注意点はありますか？
先生 脱退一時金を受けると、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が通算できません。また、脱退一時金の支給額は、日本の年金制度の加入月数が37カ月以上あっても36カ月上限に計算されます。



横山玲子 (よこやま れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor